

陸前高田市道路等包括管理業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領

令和7年12月1日

陸 前 高 田 市

陸前高田市（以下「市」という。）が実施する「陸前高田市道路等包括管理業務」（以下「業務」という。）に係る受託候補者の選定にあたり、このプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施する。

## 1 業務の概要

### (1) 業務の件名

陸前高田市道路等包括管理業務

### (2) 業務の内容

本業務を受託する民間事業者（以下「業務受託者」という。）が実施する業務内容等は表1のとおりである。

また、支払条件については、総価契約（定額払い）とする。

その他、具体的な業務内容や業務実施上の要件・留意点は、「陸前高田市道路等包括管理業務特記仕様書」による。

表1 業務内容

業務		陸前高田市	業務実施期間
共通業務	計画準備業務	総価契約	R8.4～R10.3
	打合せ	総価契約	R8.4～R10.3
	モニタリング業務	総価契約	R8.4～R10.3
	引継ぎ業務	総価契約	R8.4～R10.3
	苦情・要望対応業務	総価契約	R8.4～R10.3
	窓口業務	総価契約	R8.4～R10.3
道路関連業務	定期巡回業務	総価契約	R8.4～R10.3
	緊急巡回業務	総価契約	R8.4～R10.3
	動物の死骸処理	総価契約	R8.4～R10.3
	側溝・雨水枡浚渫業務	総価契約	R8.4～R10.3
	除雪業務	総価契約	R8.4～R10.3
	凍結防止剤散布業務	総価契約	R8.4～R10.3
	支障木・倒木撤去業務	総価契約	R8.4～R10.3
	剪定業務	総価契約	R8.4～R10.3
	除草業務	総価契約	R8.4～R10.3
	道路付属物補修業務	総価契約	R8.4～R10.3
	舗装補修業務	総価契約	R8.4～R10.3
	土工構造物補修業務	総価契約	R8.4～R10.3
河川関連業務	巡回業務	総価契約	R8.4～R10.3
	緊急巡回業務	総価契約	R8.4～R10.3
	支障木・倒木撤去業務	総価契約	R8.4～R10.3
	除草業務	総価契約	R8.4～R10.3
	堆積土砂撤去業務	総価契約	R8.4～R10.3
公園関連業務	定期巡回業務	総価契約	R8.4～R10.3
	緊急巡回業務	総価契約	R8.4～R10.3
	施設清掃業務	総価契約	R8.4～R10.3
	除草業務	総価契約	R8.4～R10.3
	剪定業務	総価契約	R8.4～R10.3
	散水、肥料散布	総価契約	R8.4～R10.3
	補修・修繕業務	総価契約	R8.4～R10.3
震災遺構関連業務	清掃業務	総価契約	R8.4～R10.3
市街地関連業務	植栽管理業務	総価契約	R8.4～R10.3

※具体的な業務内容や業務実施上の要件・留意点は、「陸前高田市道路等包括管理業務特記仕様書」を参照。

### (3) 業務の委託期間

令和8年4月1日（予定）から令和10年3月31日まで

### (4) 業務委託契約額の上限

363,009,000円（消費税額及び地方消費税額含む）

## 2 プロポーザル参加者の資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、単独企業（以下、「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）（応募グループには、共同企業体、事業協同組合等を含む）であって、次に掲げる参加のための資格要件（以下「資格要件」という。）を全て満たす者とする。

なお、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人（旧公益法人）、特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。

- (1) 応募企業又は応募グループの構成員のいずれかは、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種である土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業の許可を得ているものであり、過去国又は地方公共団体が発注する道路等維持管理業務を受注した実績を有するものであること。
- (2) 応募企業又は応募グループの構成員のいずれかは、マネジメント（統括業務）を担える会社であるものであり、過去国又は地方公共団体が発注するPPP/PFI事業（事業者選定支援に係るアドバイザリー業務も可）の実績を有するものであること。
- (3) 応募企業又は応募グループの構成員のいずれかは、市内に本社又は本店を有するものであること。
- (4) 応募企業及び応募グループの構成員の全ては、直近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納がないこと。
- (5) 応募企業及び応募グループの構成員の全ては、本件に係る他の応募企業又は応募グループの構成員と重複していないこと。
- (6) 災害時等緊急の対応が必要となる場合には、1時間以内に市内において対応可能な体制を構成すること。ただし、大規模な地震等により交通手段が遮断されている場合を除く。なお、再委託先の企業等により1時間以内に対応可能な体制を構成する場合も可とする。
- (7) 本市内のインフラ施設の維持管理に携わる扱い手の安定的な確保を図る観点から、再委託する場合は、原則として本市内に本店を有する業者が履行すること。
- (8) 統括業務責任者は、1級土木施工管理技士又は技術士の資格を有するものを配置すること。
- (9) 業務実施責任者は、次のいずれかに該当するものを配置すること。
  - ア 1級土木施工管理技士の資格を有しているもの。
  - イ 2級土木施工管理技士の資格を有しており、本業務対象の維持管理業務（補修・修繕等の業務）において、5年以上の実務経験があるもの。

- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (12) 以下に該当する者が役員でないこと。
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 拘禁以上の刑に処せられている者
- (13) プロポーザル参加者本人又は役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められる団体
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と認められる者
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (14) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (15) 3(2)アに定める参加表明書の提出期限から起算して1年前以内に、自治体からの受注業務に關し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (16) 3(2)アに定める参加表明書の提出期限から起算して3年内に、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。
- (17) 3(2)アに定める参加表明書の提出期限から起算して3年内に、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。

### 3 プロポーザルに関する手続き

#### (1) プロポーザルへの参加

プロポーザルへの参加を希望する者は、2に定める資格要件を満たす者とし「陸前高田市道路等包括管理業務参加表明書」（様式第1-1号、様式第1-2号）（以下、「参加表明書」という。）を提出するものとする。

ただし、電子データでプロポーザルに係る書類の交付を希望する者は、電子メールで請求すること。

#### (2) 参加表明書の提出

参加表明書は、次のとおり提出するものとする。

##### ア 提出期限

令和7年12月18日（木）午後5時（必着）

##### イ 提出方法

陸前高田市建設部建設課に持参又は郵送で提出すること。

持参する場合：受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時00分までとする。

郵送する場合：郵便書留により、提出期限までに到着するよう送付すること。

#### (3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問がある場合、プロポーザル参加者は「陸前高田市道路等包括管理業務質問書」（様式第3号）（以下、「質問書」という。）を次のとおり提出するものとする。

##### ア 提出期限

令和7年12月8日（月）午後5時

##### イ 提出方法

原則として、文書は、日本語で記述し、電子メール又はFAXにより、以下の担当部署宛に送信すること。

件名は「陸前高田市道路等包括管理業務に関する質問(応募者名)」とすること。

送信先：陸前高田市建設部建設課道路河川係

電子メールアドレス : kensetu@city.rikuzentakata.iwate.jp

FAX : 0192-54-3888

##### ウ 回答方法

受け付けした質問の要旨とその回答を電子メールにて送信するので、質問書には、回答先となるメールアドレスを漏れなく記載すること。

##### エ 回答期日

市は、令和7年12月11日（木）午後5時までに、全ての質問に対する回答を送信する。

#### (4) 企画提案書等の提出

プロポーザル参加者は、様式第2号及び様式第4号から様式第8号までの書類及び参考見積り（以下「プロポーザル提案書等」という。）を次のとおり提出するものとする。

##### ア プロポーザル提案書等

- (ア) 主な同業種の実績（様式第2号）
- (イ) 企画提案書表紙（様式第4号）
- (ウ) 業務の実施方針、実施フロー及び工程計画（様式第5号）
- (エ) 技術提案書（様式第6号）
- (オ) 補足資料（A4版、20頁以内）  
（ウ）及び（エ）の記載内容を図表などを用いて補足する場合は、自由形式により作成すること。
- (カ) 業務体制表（様式第7号）
- (キ) 同意書（様式第8号）
- (ク) 参考見積もり（任意様式）

##### イ 持参する場合の提出方法

令和7年12月25日（木）午後5時までに陸前高田市建設部建設課へ提出すること。

##### ウ 郵送する場合の提出方法

令和7年12月25日（木）午後5時までに陸前高田市建設部建設課に到着するように送付すること。その際、封筒に「企画提案書等」在中の旨を朱書きし、配達証明付書留郵便、親展によること。

##### エ 留意事項

- (ア) プロポーザル提案書等は、「陸前高田市道路等包括管理業務特記仕様書」を踏まえて作成すること。
- (イ) 「業務の実施方針、実施フロー及び工程計画」（様式第5号）には、業務に関する実施方針、業務に関する実施フロー及び業務に関する工程計画を具体的に記載すること。
- (ウ) 「技術提案書」（様式第6号）には、特定テーマ「①業務を確実且つ効率的・効果的に実施するための方針」、「②地域貢献」に対する提案を具体的に記載すること。
- (エ) プロポーザル提案書等は、参加表明書提出者1者につき1提案のみ受付けるものとし、提出後の修正及び追加の提案は認めないものとする。
- (オ) 提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(5) プロポーザル提案が無効となる場合

次のいずれかに該当するプロポーザル提案は、これを無効とする。

- ア 資格要件を満たさない者又はプロポーザル参加者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- イ プロポーザル提案書等に虚偽の記載を行った者による提案
- ウ 3(4)に示す提出期限までに提出されなかつたプロポーザル提案書等による提案
- エ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

#### 4 受託候補者の決定方法について

第1次審査及び第2次審査の得点結果を合算し、別紙「陸前高田市道路等包括管理業務委託事業者選定公募型プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）による総合得点の最も高い者を受託候補者として特定する。

##### (1) 第1次審査（書類審査）

###### ア 審査方法

プロポーザル提案書等の受付期限時点で参加表明した者が4者以上の場合には審査要領に記載の評価項目を事務局が審査し、評価点数の上位3者を第2次審査を行う者として選考する。3者以内の場合は書類審査を行わず、その旨を別途通知する。

なお、ここで実施する書類審査は、あくまで第2次審査への参加者を選定するために事務局が実施するものであり、その結果はプロポーザル審査会における審査基準には反映されない。

###### イ 審査結果の通知

審査結果は、令和8年1月9日（金）までに、書面により通知するものとする。

##### (2) 第2次審査（プレゼンテーションによる最終審査）

###### ア 審査方法

(ア) 第1次審査により選考された者が、先に提出したプロポーザル提案書等に基づき、プレゼンテーション（企画提案説明30分程度、質疑応答15分程度）を行い、市は審査要領に記載されているヒアリングの判断基準により評価を行う。

(イ) プrezentationでは、「業務の実施方針、実施フロー及び工程計画」（様式第5号）及び「技術提案書」（様式第6号）について説明を行うものとし、特に技術提案を中心に説明を行うものとする。

(ウ) プrezentationにおいて、追加資料を使用しての説明は認めないものとする。

(エ) 第2次審査には、統括業務責任者が出席するものとする。なお、業務実施責任者も出席できるものとする。

(オ) プrezentationは予定統括業務責任者が行うものとする。ただし、質疑応答では、必要に応じて業務実施責任者が、回答できるものとする。

###### イ 審査日時及び場所

第1次審査により選考された者に対し別途通知する。

###### ウ 審査結果の通知

市は、受託候補者を決定した後、各プロポーザル参加者に対して審査結果を速やかに文書で通知するものとする。

## 5 プロポーザルへの参加を取りやめる場合の手続きについて

参加表明書を提出した者が、プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合には、「陸前高田市道路等包括管理業務参加辞退届」（様式9-1号、様式9-2号）を、以下の担当部署に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

(1) 提出期限 令和7年12月25日（木）午後5時

(2) 提出先 〒029-2292

岩手県陸前高田市高田町字下和野100番地

陸前高田市建設部建設課道路河川係

## 6 契約締結の手続きについて

- (1) 市は、陸前高田市財務規則（平成12年規則第13号）に定める随意契約の手続きにより、受託候補者から見積書を徵取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。
- (2) 本業務の委託契約時の仕様書は、プロポーザル実施時に示した「陸前高田市道路等包括管理業務特記仕様書」及びプロポーザル提案書等をもとに作成する。
- (3) 受託候補者は、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託してはならない。

## 7 公正なプロポーザルの確保について

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自にプロポーザル提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、受託候補者の決定前に、他のプロポーザル参加者に対してプロポーザル提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめがある。

## 8 その他

- (1) プロポーザルに要する全ての経費は、プロポーザル参加者が負担するものとする。
- (2) プロポーザル参加者が市に提出した書類は返却しない。

## 9 プロポーザル担当部署（書類提出先及び問合せ先）

陸前高田市建設部建設課（担当：遠藤）

所在地 〒029-2292

岩手県陸前高田市高田町字下和野100番地

TEL 0192-54-2111（内線442）

FAX 0192-54-3888

電子メールアドレス kensetu@city.rikuzentakata.iwate.jp

## 10 プロポーザルに係るプロポーザル提案書等作成の留意事項

プロポーザル参加者が、プロポーザル提案書等を作成するにあたっての留意事項は、以下のとおり定める。

書類	形式	部数
主な同業種の実績	様式第2号	2部
企画提案書表紙	様式第4号	2部
業務の実施方針、実施フロー及び工程計画	様式第5号	2部
技術提案書	様式第6号	2部
補足資料	任意様式	2部
業務体制表	様式第7号	1部
同意書	様式第8号	1部
参考見積書 ※税込みで記載すること	任意様式	2部
前述に掲げた書類一覧の電子データを保存したCD-R ※電子データは、PDF形式1ファイルとすること。		1枚
選定結果通知用定型封筒 ※提案者の代表宛てとし、宛先住所氏名を記載のこと。 ※封筒に必要な郵便切手を貼付すること。		1枚

(1) 共通事項

ア 規格

用紙はA4版片面印刷とし、文字サイズは様式が定められているものについては、11ポイント以上とする。

イ 表紙には（様式第4号）を使用することとし、ページ番号は、表紙を除いた各ページの下部中央に通し番号で記載すること。

(2) 事業者の主な同種業務又は類似業務の実績

ア （様式第2号）を使用すること。

イ 令和2年度以降に事業者が受注した主な同種業務又は類似業務の実績を1業務記載すること。

ウ 受注した業務内容が、同種業務又は類似業務にあたることを判断できる業務計画書、特記仕様書等の写し等を添付すること。

エ 業務の概要及び技術的特徴については、具体的に記載すること。

(3) 業務体制表

ア （様式7号）を使用すること。

イ 配置を予定している者全員について記載することとし、記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

ウ 氏名にはふりがなをふること。

エ 所属・役職について、技術提案書の提出者以外の事業者等に所属する場合は、事業者名等も記載すること。

オ 再委託先又は協力先記載欄には、他のコンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合にのみ記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託してはならない。

カ 予定技術者の保有資格として記載した資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。

(4) 業務の実施方針、実施フロー及び工程計画

ア 「様式第5号」を使用すること。

イ A4版片面各1枚とすること。

ウ 事業者名や事業所等が特定できる記載はしないこと。

(5) 技術提案書

- ア 「様式第6号」を使用すること。
- イ A4版片面1枚とすること。
- ウ 事業者名や事業所等が特定できる記載はしないこと。

(6) 暴力団等反社会勢力でないとの表明・確約に関する同意書

「様式第8号」を使用すること。

(7) 参考見積り（任意様式）

- ア 税込金額を記載すること。
- イ A4版片面1枚とすること。

(8) 情報公開

提出された企画提案書等は、陸前高田市情報公開条例（平成16年条例第10号）の規定に基づき、第三者に開示する場合があること。